報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和元年５月28日
中国四国管区行政評価局

国立大学における受動喫煙防止対策の徹底

～当局のあっせんを受けた3大学はともに大幅改善～

総務省中国四国管区行政評価局（局長：米澤俊介）は、以下のとおり行政相談を受け、行政苦情救済推進会議※に諮り、その意見を踏まえ、平成30年3月26日に中国地方の5国立大学のうち、全面禁煙をしていなかった島根大学、広島大学及び山口大学に対し、受動喫煙防止対策を徹底するようあっせんしました。

これを受けて、各大学から受動喫煙防止対策を徹底する旨の回答がありました。

※ 行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

【きっかけとなった行政相談】

私は中国地方の国立大学の1年生である。大学内は、指定喫煙場所以外禁煙（完全分煙）とされているが、指定喫煙場所から流出している煙で不快な思いをすることがある。加えて、受動喫煙による健康被害も心配である。

大学は、私のような未成年者を含む学生や教職員はもとより多くの人が集まる公共性の高い教育機関であり、安全・安心で快適な場所であるべきだと思うので、大学における受動喫煙防止対策をより一層推進してほしい。

【当局から各大学へのあっせん概要】

島根大学、広島大学及び山口大学は、受動喫煙の防止及び受動喫煙による健康被害を防止する観点から、全ての喫煙所について点検し、次の措置を講ずる必要がある。

① 屋外喫煙所において、十分な対策がなされていない喫煙所を廃止、移設を図るなど対策を徹底すること。
② 屋内喫煙所において、給気口の有無など、喫煙所の構造等について確認し、必要に応じて改善すること。
③ たばこの煙が流出することがないよう、喫煙所の使用者に対して注意喚起を徹底すること。
④ 全面禁煙の実施も含めた受動喫煙防止対策を検討すること。

【各大学の改善状況】（各大学の措置状況の詳細は別紙のとおり） 平成31年4月23日現在

○島根大学

改正健康増進法の趣旨を踏まえ、従来の喫煙所（7か所）は廃止し、本年7月から新たに必要な措置を講じた屋外喫煙所（2か所）で運用。令和４年4月を目途に敷地内禁煙を目指す。

○広島大学

本年12月末までに敷地内全面禁煙とする。（屋内喫煙所は、本年3月末までに廃止済み）

○山口大学

現在設置されている喫煙所は本年6月30日までに撤去。継続的な周知を行い、全面禁煙を目指す。



【本件照会先】
首席行政相談官 真鍋 政信
行政相談官 西田 和司
電 話：082-228-6174
ＦＡＸ：082-228-4955
E-mail：cgk32@soumu.go.jp

（別紙）

【各大学の措置状況】

あっせん内容	対象機関	措置状況
①　屋外喫煙所において、喫煙所と非喫煙者が立ち入るエリアとの間に十分な距離が確保されていない喫煙所については、学生や教職員などに受動喫煙が生じないよう、喫煙所の廃止、移設を図るなど、受動喫煙防止対策を徹底すること。	島根大学	キャンパス内の喫煙所（7か所）のうち評価局から指摘のあった喫煙所 2 箇所について、受動喫煙防止対策として平成 31 年 3 月 29 日に廃止した。 また、その他の喫煙所も 6 月末までに全て廃止し、7 月 1 日からは安全衛生コンサルタントが設置可能とした場所に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた屋外喫煙所 2 か所で運用する予定
	広島大学	屋外喫煙場所は、令和元年 12 月末までに廃止する。
	山口大学	改正健康増進法に基づき、全ての喫煙所について点検した結果、現在設置されている全ての喫煙所は、人の往来がある場所に程近く、充分な受動喫煙防止対策がとられているとは言い難いため、令和元年 6 月 30 日までに撤去する。
②　屋内喫煙所において、非喫煙場所から喫煙場所に空気の流れを作るための給気口の有無など、喫煙所の構造等について確認し、必要に応じて改善すること。	島根大学	該当なし
	広島大学	屋内喫煙場所（プレハブを含む。）は、平成 31 年 3 月末までに廃止した。 附属病院のある霞キャンパスについては、平成 30 年 3 月末に喫煙場所を廃止し、全面禁煙とした。
	山口大学	該当なし
③　喫煙中及び喫煙後において、喫煙所のドアや窓が開いたままで、たばこの煙が流出することがないよう、喫煙所の使用者に対して注意喚起を徹底すること。	島根大学	掲示による注意喚起及び職場巡視等による喫煙者への指導を継続的に行う。 また、平成 30 年 7 月には、受動喫煙を防止するため、通行者が喫煙所を回避できるよう、この先喫煙所があると表示した看板を設置した。
	広島大学	平成 30 年 4 月から同年 5 月にかけて、屋内喫煙場所に注意喚起を掲示済み
	山口大学	引き続き掲示による注意喚起を行う。
④　受動喫煙防止対策として極めて有効であると考えられている全面禁煙の実施も含め、受動喫煙防止対策を検討すること。	島根大学	改正健康増進法の趣旨を踏まえて、平成 31 年 3 月 25 日付け「島根大学松江キャンパスにおける受動喫煙の防止及び敷地内禁煙に向けた取組みについて」をホームページに公表。今後は、ロードマップに基づいて受動喫煙防止対策を実施し、令和 4 年 4 月の敷地内禁煙を目指す。 あわせて、新入生オリエンテーションや教職員新採用研修等の機会に、学生及び教職員へのタバコに対する健康被害等について禁煙指導を講じる。
	広島大学	屋内喫煙場所（プレハブを含む。）は、平成 31 年 3 月末までに廃止、屋外喫煙場所は、令和元年 12 月末までに廃止し、全面禁煙とする。 また、平成 30 年 6 月 26 日に学生・教職員向けに受動喫煙相談窓口を設置し、さらに新入生オリエンテーションや教職員の採用時研修等で、禁煙に向けた保健指導を徹底するとともに、キャンパス内の見回りを行うこととした。
	山口大学	改正健康増進法の趣旨である「望まない受動喫煙」をなくすため、本学で定めた受動喫煙防止対策方針に基づき、法令を遵守するとともに、学生や教職員等に継続的に周知を行い、全面禁煙を目指す。

注：回答年月日は以下のとおりです。
島根大学：平成30年6月21日（その後の検討状況：平成31年4月10日）
広島大学：平成30年6月26日、山口大学：平成31年4月23日